

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（ICT活用工事）

建設工事におけるICT技術の活用推進を図るため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 令和2年9月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「ICT活用工事の実績」を加点点評価する取組を開始。
- 県内企業のICT技術の活用拡大を図るため、「ICT活用工事の実施方針」では、対象工種を拡大するなど順次見直しを進めている。
- ICT活用工事の実施率は、年々増加傾向が見られるが、1割程度と低い状況である。（実施率 R1：1.8%、R2：5.6%、R3：10.1%）

2 見直し内容

- 「建設マネジメント」の加点点項目として、「ICT活用工事の実績」を評価することに加え、「当該工事において、ICTを活用することを誓約する者」を新たに評価する。
- 加点点評価する工事の価格帯を8,000万円以上から5,000万円以上へ拡大する。
- 対象工事及び評価点

		(現行)	(見直し後・R5.10～)
評価項目		評価点	評価点
建設マネジメント	ICT実績	8,000万円以上 0.25	5,000万円以上 0.25
建設マネジメント	ICT活用（誓約）	—	5,000万円以上 0.25
技術者要件	ICT実績	8,000万円以上 0.5	5,000万円以上 0.5

- ※ 建築工事及び当該工事の主たる部分にICT技術を活用できない工事を除く
- ※ ICT活用（誓約）は、発注者が公告で示した工事に限る。誓約内容が履行されなかった場合は、減額変更や工事成績のマイナス評価等の措置をとる。

3 実施時期

令和5年10月の公告案件から適用